

令和7年第8回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和7年5月27日（火） 午後2時00分から午後4時05分	
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室	
出席委員	教育長 立岡 秀寿 教育長職務代理者 野口 喜代美 委 員 松山 顕子 委 員 池田 吉希 委 員 青木 秀樹	
事務局出席者	教育部長 理事（社会教育・スポーツ担当） 理事（国スポ・障スポ推進担当） 次長（再編担当） 次長（総務・管理担当） 次長（学校教育担当） 教育総務課長 学校教育課長 学校教育課長補佐 社会教育スポーツ課長 人権推進課長 人権推進課長補佐 教育総務課長補佐	松本 忠 福井 厚司 樋口 泰司 松下 泰也 前田 正 小島 靖弘 井上 大樹 松岡 和子 村山 雅彦 林 英明 竹原 勝敏 福澤 朗 望月 一美
書記	国スポ・障スポ推進室長補佐	島田 聡
傍聴者	0名	

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和7年第7回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 5月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和7年第3回甲賀市議会定例会（6月）報告案件について
- (3) 社会教育施設の空調設備改修工事に伴う施設休館について
- (4) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第40号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第7号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について)
- (2) 議案第41号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第8号 甲賀市学校運営協議会委員の解任について)
- (3) 議案第42号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第9号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について)
- (4) 議案第43号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第10号 甲賀市学校運営協議会委員の解任について)
- (5) 議案第44号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第11号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について)
- (6) 議案第45号 令和7年第3回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について
- (7) 議案第46号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について
- (8) 議案第47号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について
- (9) 議案第48号 甲賀市教育支援委員会への諮問について

4. その他、連絡事項など

- (1) 令和7年第9回(6月定例)甲賀市教育委員会について
- (2) 令和7年第9回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後2時00分〕

次長(総務・管理担当) 改めまして、皆さんこんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和7年第8回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

次長(総務・管理担当) ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして皆さんこんにちは。

夏の訪れを感じさせる強い日差しがありましたが、一転、朝夕肌寒さまで感じるような今日この頃でございます。

そんな不安定な気温の上下、あるいは学校によって発熱、咳の流行であるとか、なかなか体調管理が厳しい時節柄でもあります。

委員の皆様方には、今日も壮健にて、定例会にお集まりいただきましたこと、本当にありがとうございます。

先ほどもありましたが、滋賀県都市教育委員会連絡協議会定期総会、懇親会や、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会第3回総会等と、多忙な公務をこなしていただきまして本当にありがとうございます。

この度はメールの誤送信による個人情報の漏洩という不祥事を生じさせました。マスコミ各社からの報道によりまして、児童生徒、保護者、市民の皆様へ、本当に不安とご心配をおかけし申し訳ありませんでした。該当の学校はもちろん、臨時の校長会を開催し、法的な観点整理、システムの仕組み理解、そして事案の問題点の明確化等、丁寧

に研修を実施いたしました。それを受けて、各小中学校では、再発防止に向けた研修を実施していく予定であります。

本当に申し訳ありませんでした。心からお詫び申し上げます。

改めて、D Xには欠かせない手軽なメールに頼りすぎることなく、手紙、電話、対面等による情報伝達のT P Oについて、この機会に再考していく必要があると感じるところです。

さて、先日の新聞報道にて、次期学習指導要領で「情報活用能力の育成」を一層強化していくということについて、中教審企画特別部会の討議の方向が明らかにされました。抜本的な向上策は3つありまして、まず小学校においては、体系的に情報活用能力を育成する時間を設置する。2点目に、中学校の技術分野の見直し。3点目は、探究な学びと情報活用能力の育成の連携と、この3つが視点として挙げられました。

とりわけ、小学校の部分について言及しますと、小学校では、研究校においては、小学校情報科という科目や、情報の時間というものを設定して情報活用能力を学習してきており、その情報活用能力の系統的な学習を進めると、各教科の学びの深まりにも繋がったと報告をされているところです。

また、総合的な学習の時間の中にその時間を取り込む、織り込むことで、今言われています地域やあるいは学校による格差の解消にも繋がると、探求の質の向上に寄与させる方向に進んでいます。

探求的な学びにおいては、情報収集、整理、表現等の場面で非常に有効に機能する情報活用能力を明確に位置付けて、探求プロセスを自立的に駆動するために不可欠だというようにしていく予定だと報道されていました。

一方では、他の新聞においては、デジタル教科書の課題も指摘されています。財務省の関係の機関の調査では、紙の教科書の必要性について、そのアンケートで多くの意見が寄せられ、紙の利点としては、通信環境に左右されず、当たり前ですが、ページ操作、ページをめくる速さ、テンポのよさ、集中力の維持、書き込みにより読んだことが

頭に記憶されやすいこと。さらに深い思考のときには紙が適し、また、学習の一貫性にも優れるというような報告がありました。東京大学の研究によりますと、日常的なスケジュール管理、スケジュール帳とかいろいろやってると思うんですが、スケジュール管理の再現実験で、1. 紙の手帳にペンで記録、2. タブレット端末にペンで記録、3. スマートフォンに入力ということで記憶を調べた結果、もうご承知の通り、紙の手帳にペンで書いた場合が最も短時間で記憶できるという結果が出されていました。脳内で言語、視覚、記憶関連の広い領域の血流が増加するそうです。担当の酒井教授は、紙の本は情報が載っている位置関係とかもあって、右端にあったなあという位置関係も内容に加えて記憶されていく。その記憶の手がかりになることが非常に多いと分析をされていました。画面はどうしても拡大はできますけど、全体の位置関係等が限定的になりがちであるとありました。さらに、群馬大学の柴田教授は、デジタル機器の操作は、例えば学習をしているときに、そのデジタル機器を触ることによって考えていたことが一時中断してしまうという、認知負荷と呼ばれますが、その傾向が高くなると指摘されています。良い悪いは別にして、学校や教員がデメリットやメリット、この点についてはすぐれていて、ここは有効に使うべきだというようなことを、やはり情報活用能力の中でしっかりと、子どもとともに身につけながら進んでいくという方向性になろうかなと思っています。国においては、巨額の予算を投じて、1人1台端末の更新を今進めていますので、この現状において後戻りというのはちょっとできない状況、あるいは厳しい状況なのかなということは窺えるところです。

本日の定例会では、報告案件が4つ、協議事項の案件が9つを予定しております。ご忌憚のないご意見等をお願いいたしまして、令和7年第8回の定例会の挨拶といたします。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議事に入る前に、本日の案件で、2. 報告事項（2）令和7年第3回甲賀市議会定例会（6月）報告案件について、及び3.

協議事項（６）議案第４５号令和７年第３回甲賀市議会定例会（６月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取については、現時点では、議会提出前になるため、非公開とすべきと考えます。

併せて、２．報告事項（４）市内小中学校における児童生徒の状況報告について、３．協議事項（９）議案第４８号甲賀市教育支援委員会への諮問については、内容が個人的なことに関わりますので、非公開とすべきと考えます。以上４件について、非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定に基づき、３分の２以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。議事の進行にあたり、非公開となる案件につきましては、すべての議事の終了後に進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに１．会議録の承認（１）令和７年第７回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料１について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

特に、ご質問等ございませんので、ただ今の１．会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長

それでは、２．報告事項に移らせていただきます。

（１）４月２２日開催の第７回教育委員会定例会以降の教育長教育行政報告について、資料２の中から、以下の次の３点について報告したいと思います。

少し詳しい説明で申し訳ありません。お時間をいただきます。

まず１点目は、４月２４日から２５日に米原市で開催されました近畿都市教育長協議会総会についてです。

その総会の内容はまた別の機会ということで、今日はその後行われた視察研修について報告します。京極家の菩提寺であるお寺、天台宗比叡山の延暦寺派の清龍寺徳源院という寺を訪れました。

なぜそこに興味を持ったかという部分は後でも触れますが、鎌倉時代中期に近江を支配していた佐々木氏が分家してできたのが、六角、京極、高島、大原というこの4つの家であります。

そのうち有名なのが六角氏ですね。その分家の中でも、本家にあたる六角氏は、ご承知のように甲賀忍者の活躍で足利幕府に追われたときに、伊勢の方へ逃がしたりし、この活躍が甲賀忍者を有名にしたと言われている六角氏ですが、六角氏は1回は逃げましたが、そのあと信長に滅ぼされています。

だから六角氏はもうそこで絶えていてそのあとは続いていないのですが、一方、京極家は、江戸時代も大名として受け継がれて、現在にまで繋がっています。

初代の氏信の寺として、1283年に建てられて、そこで清龍寺と呼ばれ、名前も付けられていました。

その中で何十代もこれから続いていくのですが、そのうちの5代目の高氏という方は、非常に自由奔放な振る舞いをする派手な大名で、派手な武将でして、皆さんご承知の太平記という書物や、増鏡という歴史書にも詳しく記載されています。

それから、最も栄えたのが19代のときです。この方は信長の人質、秀吉の家来として使えていましたが、関ヶ原では、徳川につきました。

そして、その次の20代の方が、何と徳川についたことが功を奏してといいますか、徳川家の第2代将軍の秀忠の漢字を一字もらい、また大阪冬の陣で功績を上げて、秀忠の娘、つまり3代将軍家光のお姉さんと結婚することになり、その頃、日本の中心の一人であったというようなことも言われていました。

小浜市から何と日本海側の松江ぐらいまでの領土を持っていたと言われていました。

そんな最盛期もありますが、結局20代で跡継ぎもなく、お家取り潰しになるというときもやはりまた懇願して、回避をし、結局22代まで続いています。

本当に、ちょうどその22代の最後のときに、寺を復興しようとい

うことで各地に点在していた初代から18代までの宝篋印塔^{ほうきょういんとう}を全部集めてきて、ここの土地に墓をもう一度作り直されたそうです。

こういう石の塔がずらりと並んでいたり、こんな石廟といわれる石の部屋、墓ですが、のどかな地域のお寺なのに、立派な三重の塔が建っているのです。石塔の文字っていうのはもう読めませんけれども、30基以上ずらっと宝篋印塔^{ほうきょういんとう}が並んであって、各時代の流行や特徴とかを研究される最高の材料になっているそうです。

ところがです、ここは檀家を持たれてないので、誰が管理しているのかということになると、実は彦根東高校をお辞めになられた先生ご夫妻が管理されていました。2人では大変なので、ボランティアに来てくださいという依頼がありました。

ここで報告は終わろうかと思ったんですが、先週でしたか、実はこれが記事になっていました。新聞の記事で、この寺にこれだけでなく、中に飾られている、日本でも有数の幽霊の掛け軸があるのです。

ものすごく怖い幽霊の掛け軸があって、本当に通ると冷やっと感じるぐらいの掛け軸があったのですが、それが盗まれたという報道だったのです。その後、すぐ先生が追いかけて取り返したという報道になっていました。

先生は「取るくらいやったら、何回も見に来て」という、話をされていたということですが、本当に、裏山にひっそりと佇んでいる寺に、突然現れる三重の塔であったり、30個の宝篋印塔^{ほうきょういんとう}、そして幽霊というこんな魅力に溢れた寺にどうぞ、余白の時間にお越しいただきたいということでしたので報告させていただきます。

2点目は、今度は埼玉県川越市で5月15日から16日開催された第75回全国都市教育長協議会定期総会、研修大会についてあります。

ここでは報告させていただくのは文部科学省の講話です。

例年、資料のどこを見ていいか判らないくらいのスピードで、話されていましたが今年は非常に丁寧にお話をいただきました。

聞くと、どちらかの教育長を務められておられた方で、今は中央の文科省に戻られたという方でした。

学習指導要領の改定にあたっての諮問について、とりわけ細かいこともあるんですが、総論について解説をされた部分を報告します。

基本的な今度の学習指導要領の構造は、立体的な構造であるということ。課題とバランスを持って向き合い、多角的、複眼的に、次の3つで俯瞰する、見つめてみたいと話をされました。

1点目は公正性という視点です。公正性、エクイティです。

これは、多様な個性、あるいは特性、背景を持つ子どもたちを1人も取り残さず包摂していく柔軟な教育課程の特例措置を示して、興味関心能力に応じて教材や学習方法を選ぶということ、あるいはデジタル機器をしっかりと活用するというようなことを目指します。どんな学びにしていきたいかとか、今まで研究校とかの特例校制度がありましたが、その特例校制度をどこの学校もすぐ取り扱いやすいようにすることである点。標準授業時数の何時間を短くすること、学年区分の弾力化ということで6年に習うべきこと5年に習うべきことを、軽重を変えてみることに、国語の時間の一部を算数に変えてその学校ではやってみること等、いろんな柔軟性を各学校に取り入れやすくなるという点です。

2点目は質の高さという学習指導要領の質の高さ。

エクセレンスという視点で、とにかく質の高い深い学びや、高い能力の育成を目指した、分かりやすい、使いやすい指導要領です。非常に期待をするところなんですが、それを目指したいし、その中身も今までは文章で書かれてましたが、それは分かりにくいので、構造化をして表とか、もっと概念的にうまくまとめて、見やすいようにしていくということと、学びや実体験が実生活に繋がるような授業づくりを目指すということが記されています。

どんな知識を身につけて欲しいかとか、どんな思考・判断・表現ができるようになって欲しいかとか、今まで以上に分かりやすく示すということでした。

3点目は実現の可能性ということで、フィージビリティといいますけれども、その公正さを追求することと質の高さを追求する、つまり、

いろんな学びに対応することと質の向上をするということは、これは相反することではないかということなのですが、その実現を可能にしたいということでした。

さらに、実現する上で、教師の負担や負担感は、増やすことはしないと。どんな方法が具体的にはあるんだろうかと思いますが、解説であるとか教科書、指導者、入試、授業づくり、様々な観点からあり方を検討していきたいということでした。

それから、今よく学校に何々教育というのが入ってきています。あらゆる何とか教育というのがあります。その度にその担当の課から連絡をいただいたり、こんなことしませんかという案内があるのですけれども、その何々教育も留意しながら、教科書の内容も含めて検討し、教師の仕事に余白の時間を設けられるようにと結ばれています。

これからの子どもにとって非常に重要なことは、自らの人生の舵取りをする力を身につける。あるいは、持続可能な社会の担い手となる。豊かな可能性を開花する等でまとめられています。

まだまだこれからどんどん話が煮詰まっていきますので、さらに注意を払っていききたいなというふうに思っているところです。

3点目は、5月22日にありました信楽地域再編校アクションプラン策定タスクフォース任命証交付式及び第1回全体会議を行いました。学校再編を具体的に進めていく上での組織体制の構築、そして円滑な計画の遂行を目指して行いました。

全体会議ではもうご承知のように、生徒数が減少し、ピークの平成7年から6年の間で4割減、12年まででは5割減というような子どもたちが減っていくそんな中でも、やっぱり子どもたちの学びを保障することは教育委員会の最大の責務であるという捉えを確認し、未来を切り開く、そんな人を、教育方針の実現のために、再編はどうしてもしなければならないという取り組みであるということの確認をいたしました。

第2次小中学校再編計画を策定していきますけれども、今のところ、小中一貫教育を1つのフレームとして、少人数の特任校もありました

ので、少人数のよさも生かし、英語教育、演劇教育、STEAM教育などを、もちろん地域学も特色として多様な学びを実現します。今後、次期の学習指導要領の先取りをした学校をつくっていきたいと思っています。

令和9年9月の完成を目指して信楽小学校の校舎の改築に入ります。

5つの小学校を1つの小学校に再編をして、翌年の令和10年の4月に開校していきたいと思っていますし、それを市内のモデル地域として位置付けて展開していきたいです。よく言われる、若者、子育て世代に選ばれるまちのことばをお借りして、選ばれる学校、そして子どもの可能性無限大を体感できる学校、そんな学校を目指したいという、私の思いと決意の一端をお伝えしてまいりました。

以上、5月教育長の教育行政報告としたいと思います。

教育長 それでは、ただ今の（1）5月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 密度の濃いご報告ありがとうございました。

信楽の学校再編なんですが、アクションプラン、今教育長が教えてくださいましたんですが、タスクフォースっていう、もう本当にこういう義務を持ってそういう力を持った人たちという、任務を使命を果たす人たちなんですが、そういう人たちには自分からやりたいという人もあるのか、教育委員会からお願いをされたのかその辺り、それから、そうですね任命書の交付式だけではなくて皆さんの抱負、どんなふうにそういう集まった人が考えてらっしゃったのか、何かリアルに気持ち伝わってくる内容が知りたいです。

それと、信楽では魅力的なまちづくりのリソースがたくさんありますよね。この間の竣工式のときも、その後も連絡をとって役員さんと頑張ってもらってるまちづくりや宮町の構想とかについてお話をしたり、また、松下次長からも若者が他からもどんどんそのまちにやってきて、カフェを開くというのも素晴らしいというお考えもお聞きできたので、もっと広い視点で、教育委員会としてどんな構想を描いていらっしゃるか興味があってお聞きしました。

次長（再編担当） 一般的にはプロジェクトチームとかっていうパターンが多いんですけど、今回はあえてタスクフォースという名前を使わせてもらいました。一定期間、短い期間の中で責任を持って1つの仕事を成し遂げていく、そういった思いでこういうチーム名を付けたところであります。タスクフォースの中で総務部会と学校教育部会と社会教育部会と大きく3つの部会に分けています。これにつきましては実際、再編校における様々な要素、例えば総務部会でいきますと、学校の名前から、校章から、校歌とか、あとは子どもたちの通学方法であるとか、そういった直接的に指導には関わらないけれど、学校には大きな要素がある部分。

学校教育部会では、まさしくそのカリキュラムであったり、その方向性ですね、教育の中身、特色であったりとかそういった部分。また合わせて、今回の再編の大きなテーマとしましては小中一貫教育の推進というのが、大きくテーマとしては深く思っています。今日まで学校教育では、小中連携ということで取り組みを進めていただいたんですけども、その9年間で、どう学びをコーディネートするといいますか、プランニングしていくのか、と言うところも大きなテーマとしてありますので、そういった部分。合わせて学びの多様化っていう対応の部分についても、再編の中でどう取り組んでいくのか、そういったところを学校教育部会では議論いただきたいし、調整をしていこうと思っています。

最後に、社会教育部会におきましては、いわゆる地域学校協働活動のあり方ですね。今、信楽では、地域学校協働本部っていうのを設置していませんので、今後どうつくり込んでいくのかであったり、あと方向性としてコミュニティ・スクールについては1校に1つという言い方はおかしいですが、地域学校協働活動は特に規定はございませんので、我々としてはできれば、今の5校それぞれに地域学校協働本部を立ち上げてですね、それをもって、新たな再編校でのそういうコミュニティ・スクール的な活動につなげていきたい。特に、地域学においてはその地域学校協働本部さんなりが、地域の学びであった

り伝統文化をしっかり受けとめていただいて、学校での学びにつなげていくようなことならないかということの議論をしたいと思っています。あとは、学校開放ですね。今でもいくつかの小学校、信楽においては、学校施設をご利用いただいて、社会体育であつたりの活動を進めていただいておりますので、それもどうしていくのかということを考えていきます。

中身、メンバーにつきましては基本的には、その場で判断ができるポストというふうに我々事務局からお願いしまして、基本的には管理職が出てきてくださいということで、出てきてもらっています。あとは、学校教育部会においては、すべての小学校の校長さんも任命をさせていただきましたので、そういった議論が進みやすいのかなと思つてるところです。あとは私も含めてになりますけども、教育総務課の準備室の担当が事務局でそれぞれ張り付いてですね、そのメンバーで事務的なことを処理してもらうんじゃなくて、そこは我々教育総務課の担当が処理していくということで思っていますし、あとは例えば、社会教育部会の事務局が私の担当なんですけれども、今の社会教育スポーツ課に配属されている、地域学校協働活動の総括コーディネーターの先生にもオブザーバー的に入っていただくであるとか、そういう形で議論を進めたいところで、あとポイントとしましては、市長も大きく進めていこうとしている、地域共生です。信楽地域の市民センターの関係職員もそれぞれの関係する部会に入っていただくということで教育長から任命いただきましたし、あとは総合政策部の市民活動推進課です。こちら地域学校協働活動とも連携を図っていくというか、表裏の関係になると思いますが、自治振興会を所管しているところでもありますので、そういった職員も入っていただいた中で、しっかり議論をして、アクションプランにあります実施計画的なものを積み上げていくというような活動というか、取組を、まずは進めていきたいというところで動かしているところです。

あとはその、信楽の教育、学校での特色なりがあつた部分については教育長ともお話をしておつて、教育長がお話しされた方がいいかなと

思うんですけど、教育長とはクリエイティブっていう1つのキーワードが信楽地域があるんじゃないかというところですね。でもそれは、多羅尾のオペレッタという視点の中でもありますし、焼き物のクリエイティブさもありますし、あとは、今のICTなり、デザイン、ICTを活用したクリエイティブさっていう1つ出てくるかなと思いますので、そういったところと、先ほどお話があった宮町ですね、紫香楽宮という大きな歴史遺産がございますので、そういったものもしっかりその地域学的な要素も含めていきながら、クリエイティブさ、またその歴史というところをしっかりとカリキュラムに入れ込んでいって、信楽小中学校の特色、それを他の地域から見たときに、行きたくなるようなモデル的な展開ができれば、それぞれの地域の特色をまた小中一貫の推進の中で、一定評価ができるのかと思っていますので、そこを先行して取り組むための1つの検討というか力を入れて、我々事務局として進めていきたいと思っていますところなんです。ちょっと説明が長くなりましたが、そういう思いで今動いています。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

この間の竣工式に出てからもうあの場の雰囲気がもう素晴らしいなと思って、早速夕方に友人と一緒に再度、夕方の宮町を眺めていたんですけれども、今のお話を聞いて、信楽の今ある小学校だけでなく信楽全体を、どんなふうに地域づくりをして、子どもたちが多面的に積み上げてきたものにどう関わるかを考えることは大切だなと思うんです。宮町の役員さんとお話をさせていただいても、信楽のお米づくりに、これまでずっと頑張ってきたけど来年は増産するっていうふうにおっしゃってました。大阪の方からも企業で皆若者が自炊するように促していて、お米が欲しいからという注文があったり、私も障がいがある方の施設のところで、今、お米がないって困っておられたので役員さんにお聞きすると、どうぞ、8月の末に申し込んでください、優先しますという地域の人たちのお返事に嬉しくなりました。来年はレンゲ畑がどんな色に色づくか楽しみです。やっぱり若い人やいろん

な人たちの力で、信楽が実っていったら素敵だなんて思いました。山の景観を大事にしてこられたっていうことも、すごいなと思っています。信楽が持っている良さがたくさんあり、これからの教育に繋がるなと思っています。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、(1) 5月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(3) 社会教育施設の空調設備改修工事に伴う施設休館について、資料4に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 それでは、資料4に基づいて、社会教育施設（甲賀図書情報館、甲南情報交流センター等）の空調設備改修工事に伴う施設休館について、報告をさせていただきたいと思います。

令和7年度の予算において、今申しあげた2つの大きな施設でございますが、空調設備の更新工事をさせていただきます。

このことについては、工事期間のうち一定の期間で、どうしても施設を休館にする必要がございます。このため、庁内の関係部局で協議した結果、市民の皆様は、事前にそのことをお伝えするため、しかるべき時期に周知させていただくというものです。

それでは、甲賀図書情報館から説明させていただきます。当該施設は25年が経過しており、老朽化が進んでいます。空調設備の更新については、利用者の快適性と省エネルギー性能の向上を目的として、工事を実施いたします。総事業費は1億3,710万円で、財源としては、防災対策事業債を使わせていただきます。施設の閉鎖期間としては、現在のところ、令和7年9月上旬から令和8年2月末までで、これは工事の進捗状況により変更の可能性がございますが、こういう形で予定しております。

次に工事の目的と内容ですけれども、老朽化した空調設備の更新および高効率型空調設備の更新による省エネ化、関連する電気配線・ダクトの修繕による長寿命化を図るというものでございます。利用者の

安全確保の観点から先ほどから申し上げておりますとおり、工事期間中は全館閉館ということになります。工事期間中の対応でございますが、予約受付窓口を設置いたしまして、貸出・返却の対応は行わせていただこうと思っております。また、甲賀図書交流館については、移動図書館車がございますので、こちらについては継続運用させていただきます。図書館で随時開催していたおはなし会については、甲賀地域の別施設、例えば近くの公民館等で実施させていただく予定でございます。

続いて、最後に周知方法でございますが、館内掲示、市広報紙については7月1日号、ホームページでの告知及びSNSでの情報発信を行います。

今後のスケジュールについてでございますが、契約については、令和7年7月中旬ごろの契約を予定しており、工事の期間としては、令和7年7月中旬から令和8年2月末まで、これはエアコンの製作期間も含まれております。そして、工事終了後、再度開館ということで、令和8年3月を予定しているところでございます。

続きまして資料裏面の方をお願いしたいと思います。甲南情報交流センター・甲南公民館についての説明でございます。当該施設は28年が経過しており、ともに老朽化が進んでいる状況です。空調設備の更新については、甲賀図書情報館と同様、利用者の快適性の向上、省エネの観点から当該工事を実施いたします。総事業費については、2億3,000万円でございます。財源としましては、防災対策事業債を活用いたします。

施設の閉鎖期間としては、現在のところ、令和8年1月上旬から令和8年3月末として一旦は予定しております。工事の進捗状況により変更の可能性がございます。

次に工事の目的と内容については、甲賀図書情報館と同様の内容でございます。利用者の安全確保の観点から工事期間中は全館閉館いたします。工事期間中の対応といたしましては、他のホール施設等をご案内するという形で利用いただくようお願いすることとしております。

す。工事が終了しましたら、甲南公民館の方から、開放できるのではないかなと思っておりまして、公民館の方のエリアから使用再開をしていく予定をしています。

続いて周知方法についてでございますが、これも甲賀当図書情報館と同様、館内での掲示、市の広報紙については11月1日号、ホームページでの告知及びSNSでの情報発信を行おうと思っております。

今後のスケジュールについてでございますが、契約については令和7年8月上旬に仮契約を行いまして、9月議会に契約議決の上程をして、同議会で9月下旬に議決となった場合は、その時点で本契約となります。工事期間としては、令和7年10月から令和8年3月まで、こちらについてはエアコン機器の製作期間も含まれます。そして、今の予定では、再度の開館の予定を令和8年4月として予定しております。

以上、報告とさせていただきます。

教育長 それでは、ただ今の（3）社会教育施設の空調設備改修工事に伴う施設休館についての報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 各市民団体はいろんなプランニングがあって、今総会の時期ですけれども、交流協会の場合は来年も、このあと情報センターを大きな規模で使う予定があるんですが、その周知は認められてからもちろんかかれるんですが、もう今の時点で何か周知の方法は考えておられますか。もうプランニングが始まって動いている団体が多いですけれど。

社会教育スポーツ課長 ホールについては、予約が6か月前からということでございますので、その時点で周知の方を図っていきたいと思っています。館長とも先日、協議し6か月前から利用団体の皆様に周知をさせてもらうということで、声かけをさせていただくと予定をしております。

以上です。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、（３）社会教育施設の空調設備改修工事に伴う施設休館についての報告については報告事項として終わらせていただきます。

 それでは、次に、３．協議事項に入らせていただきます。（１）議案第４０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第７号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）、資料６に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第４０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第７号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）、その提案理由を申しあげます。

 甲南第三小学校における学校運営協議会委員として、別紙記載の５名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定により、令和７年４月１日付で臨時代理による任命をしたことから、同条の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

 なお、新たな委員の任期は、令和９年３月３１日までとなります。

 以上、議案第４０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第７号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）の提案説明とさせていただきます。

 ご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第４０号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

 （全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第４０号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

 （全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

 続きまして、（２）議案第４１号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第８号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）及び（３）議案第４２号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第９号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）は関連があ

りますので、併せて資料 7、8 に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第 4 1 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 8 号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）および議案第 4 2 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 9 号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）は、一部関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

議案第 4 1 号につきましては、甲賀市学校運営協議会規則第 7 条の規定により任命しております学校運営協議会委員のうち、別紙の油日小学校、土山中学校の 2 名の委員については一身上の都合により、4 月 23 日付けで甲賀市学校運営協議会規則第 16 条の規定により解任を行うもので、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第 4 条の規定により、臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

続いて、議案第 4 2 号につきましては、別紙の油日小学校、伴谷小学校、土山小学校、土山中学校の学校運営協議会委員として、別紙の委員を甲賀市学校運営協議会規則第 7 条の規定により、令和 7 年 4 月 24 日から協議会委員に任命するもので、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第 4 条の規定により、臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

各委員の任期は、油日小学校の委員については、前任者の後任として、残任期間となる令和 8 年 3 月 31 日まで、伴谷小学校、土山小学校、土山中学校の委員は、令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

以上、議案第 4 1 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 8 号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）、および、議案第 4 2 号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第 9 号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

教育長

ただ今、議案第 4 1 号、4 2 号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 他に、ご質問等はありませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第４１号、４２号について、承認することとしてご異議はありませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、両案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(４)議案第４３号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第１０号甲賀市学校運営協議会委員の解任について)及び(５)議案第４４号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第１１号甲賀市学校運営協議会委員の任命について)は関連がありますので、併せて資料９、１０に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第４３号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第１０号甲賀市学校運営協議会委員の解任について)及び議案第４４号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第１１号甲賀市学校運営協議会委員の任命について)は、一部関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第４３号につきましては、甲賀市学校運営協議会規則第７条の規定により任命しております学校運営協議会委員のうち、別紙の水口小学校、甲南第三小学校の２名の委員については一身上の都合により、４月３０日付けで甲賀市学校運営協議会規則第１６条の規定により解任を行うもので、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定により、臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

続いて、議案第４４号につきましては、甲賀市学校運営協議会規則第７条の規定により令和７年５月１日から協議会委員に任命をするもので、別紙の水口小学校の委員については、前任者の後任として、残任期間となる令和８年３月３１日までの任期として任命するものであります。

以上、議案第４３号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第１０号甲賀市学校運営協議会委員の解任について)及び議案

第４４号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１１号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第４３号、４４号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第４３号、４４号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（７）議案第４６号甲賀市学校運営協議会委員の任命について、資料１２に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第４６号甲賀市学校運営協議会委員の任命について、その提案理由を申し上げます。

議案第４６号につきましては、別紙の伴谷東小学校の２名を甲賀市学校運営協議会規則第７条の規定により令和７年６月１日から新たに協議会委員に任命をするものであります。

なお、新たな委員の任期は、令和９年３月３１日までとなります。

以上、議案第４６号甲賀市学校運営協議会委員の任命についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第４６号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第４６号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(8) 議案第 47 号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について、資料 13 に基づき説明を求めます。

人権推進課長 議案第 47 号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

甲賀市人権・同和教育推進員規則第 4 条の規定により、各区、自治会長からの推薦を受けた別紙記載の推進員 272 名を委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものです。

任期は令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

以上、議案第 47 号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 47 号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第 47 号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。(1) 令和 7 年第 9 回(6 月定例)甲賀市教育委員会について、(2) 令和 7 年第 9 回甲賀市教育委員会委員協議会について、併せて説明を求めます。

教育総務課長 (1) 令和 7 年第 9 回(6 月定例)甲賀市教育委員会については、令和 7 年 6 月 24 日火曜日午後 3 時から、(2) 令和 7 年第 9 回甲賀市教育委員会委員協議会については、6 月 10 日火曜日午後 3 時から開催させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 6月10日はいろいろ情報があり、総合教育会議のことも聞いておりますし、どういうふうな、変更があるのでしょうか。3時からですか。

教育総務課長 詳細の日程につきましては改めてご連絡をさせていただきますが、教育委員協議会の午後3時からにつきましては、このご案内の通りさせていただきますというふうに思っております。

次長（再編担当） 総合教育会議につきましては2時から1時間ほど、市長が主催になってさせていただいて、終了次第、教育委員協議会に移っていただくようなイメージで思っています。今回の総合教育会議につきましては、いわゆる学校再編の件について、ご相談というか、会議案件としたいと思っておりますので、資料等につきましては事前に各委員さんにもご案内させていただきたいと思っております。思いというか考え方としましては、今日まで委員協議会等で今の再編計画のたたき台なりをご議論いただいているところですし、また市長におかれましても我々担当の方から、たたき台の説明等をさせていただいておりますが、オフィシャルな場でですね、いわゆる再編についての議論というのは、ここ1年ではありませんでしたので、やはり、これから再編計画素案に持って行って、またパブリックコメントなりをしていく。その過程の中でやはりあり方等も含めた中で、かつ、先ほど申しました地域学校協働活動、自治振興会であったり、そういう地域コミュニティとの関連も強いものですので、やはり市長のお考えも含めた中で、再編を教育委員会のみならず、市長部局としても一緒になって進めていこうという考え方を改めてご議論いただくための会議と位置付けたいと思っておりますので、それも含め、資料をお渡しするときにはそういうふうな会議ということで総合教育会議を2時から、ご案内につきましてはあらためて総合政策部の方から、一体感を持っておりますけれども、そういう考えです。

以上でございます。

教育部長 さらになんですけれども、教育委員会の臨時会の部分でございます。後ほど説明させていただきますが、甲賀市議会定例会6月報告案件

で、本日説明させていただくものとは別に追加議案といたしまして、工事の契約議決の案件、これにつきまして、5月末に入札を予定しておりますので、その入札が成立いたしましたら、追加議案として議会の方に上程いたします。それについての意見聴取をさせていただきたいと思います。若干流動的な部分がございますので、この辺りにつきましては、調整つき次第、改めて連絡させていただきたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 流動的なことがたくさんあるのでよく理解できます。その中でやっぱり総合教育会議ですね。長い間、私自身も関わらせてもらいましたが、いつごろ、何について話すかっていうのがなかなか早めに分からないことがあり、大した準備も、意見も私には言えないけど、やっぱりちょっと準備できる、資料もいただいてからまた読み込める、私なりの意見も考えたいなと思います。学校再編の関係は初めてです。長い間関わってきた中で、非常に大事な今年度の重点的課題でもあるので、早い目に、それから資料も読める程度に、早急に準備お願いいたします。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、連絡事項につきましては終わらせていただきます。

それでは、先ほどご決定いただきました非公開の議案の審議に移りたいと思います。

それでは、報告事項(2)令和7年第3回甲賀市議会定例会(6月)報告案件について、資料3に基づき報告を求めます。

教育部長 それでは、報告事項(2)令和7年第3回甲賀市議会定例会(6月)報告案件について、資料3に基づき説明をさせていただきます。

6月4日開会予定の令和7年第3回甲賀市議会定例会に報告いたします案件は、令和6年度甲賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本来、地方公共団体の予算は4月1日から翌年の3月31日までに執行することが原則であります。状況の変化や不測の事態などによ

り、事業およびこれに伴う予算執行が年度内に完了しない場合があります。

この場合、予算の議会議決を経て翌年度に繰り越して使うことができ、これを明許繰越といい、その事業及び金額について、出納閉鎖の日である5月31日以降の直近の議会に報告することとなっておりますため、6月議会定例会において報告するものであります。

資料3のとおり、教育委員会関係における令和6年度から令和7年度への明許繰越による繰越事業は4事業となっており、翌年度繰越額の総額は3億9522万3千円であります。

内訳につきまして、まず都市計画費の国スポ・障スポ施設整備事業は、テニスコート照明設備設置工事の施工時期が大阪・関西万博建設工事の迫込時期と重なったことに加え、大型店舗等の民間建設の需要の増加に伴い、資材調達に遅れが生じ、年度内に事業完了が困難となったため繰り越したものであります。

次に、社会教育費の水口城跡環境整備事業は、水口城跡御成橋改修工事において、木橋という類例の少ない橋梁改修であり、材料調達に想定以上の時間を要したことや、大阪・関西万博等の建設工事の需要が多い時期と重なり、技術者不足により年度内の事業完了が困難となったため繰り越したものであります。なお、当該工事につきましては、本年5月30日までを工期とており、間もなく完了の見込みであります。

次に、紫香楽宮跡史跡整備事業は、整備工事に際し、他の工事から出た搬入土を使用する見込みでありましたが、当該工事の掘削時において想定を超える岩盤層が存在し、必要土量の確保に時間を要したことから、年度内での事業完了が困難となり繰り越したものであります。なお、当該工事につきましては、4月30日をもって完了しております。

最後に、保健体育費の東部学校給食センター改修事業は、大規模改修工事を行うにあたって、給湯用ボイラーの制作に6か月の期間を要し、機器の搬入、設置、配管等試運転調整にあたり1か月程度給食セ

ンターを稼働停止する必要がある、夏期休暇期間に行うことから、次年度に繰り越したものであります。

以上、令和7年第3回甲賀市議会定例会報告案件についての説明とさせていただきます。

教育長 ただ今、(2) 令和7年第3回甲賀市議会定例会(6月) 報告案件について、報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 他に、ご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ただ今の(2) 令和7年第3回甲賀市議会定例会(6月) 報告案件については、報告事項として終わらせていただきます。

それでは次に、3. 協議事項(6) 議案第45号令和7年第3回甲賀市議会定例会(6月) 提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料11に基づき説明を求めます。

教育部長 議案第45号令和7年第3回甲賀市議会定例会(6月) 提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料11に基づきその提案理由を申しあげます。

本議案は6月4日から開会予定の令和7年第3回甲賀市議会定例会に提出する議案のうち、教育に関する事務に係る議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求めるものであります。

提案を予定しています、教育に関する事務に係る議案は、条例一部改正および補正予算案件の2件でございます。資料3ページ目からの議案第45号、別紙1をご覧ください。

最初に、1. 条例一部改正の甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

恐れ入りますが、データの資料11, 別紙2をお開け願います。市議会の提出議案書を添付させていただいておりますのでご参照願います。

本議案は、市が設置する和太鼓音楽活動交流館における施設または施設備品の汚損、破損の賠償の判断について、市長が判断することと

するため条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたします。

資料戻りまして、再度資料 1 1 の 3 ページの別紙 1 をお願いいたします。

次に、2. 補正予算案件の令和 7 年度甲賀市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

まず歳入につきましては、7 2 2 千円の増額となっております。

内訳といたしまして、国庫支出金において総務費国庫補助金、総務管理費国庫補助金の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第二世代交付金）2 6 7 万 4 千円は、多羅尾代官陣屋環境整備事業にかかる補助で、次の教育費国庫補助金、小学校費国庫補助金の学校施設環境改善交付金 2, 5 0 5 万 2 千円の減は、信楽小学校改築事業および小学校特別教室空調設備整備事業にかかる補助で、いずれも国の交付決定に伴い補正するものであります。

次に、寄附金の教育費寄附金、小中学校費寄附金、教育振興寄附金 3 0 万円は、株式会社大阪特殊鋼管製造所様からいただきました寄附金を計上いたしました。

次に、市債の教育債、学校教育施設等整備事業債 1 5 0 万円の減および公共施設等適正管理推進事業債の 2, 4 3 0 万円は、先ほどの小学校施設整備事業の国庫補助金の補正に伴う財源調整として計上したものであります。

次に、歳出につきましては、2, 0 9 4 万 8 千円を計上しております。

まず、教育費の中学校費、中学校管理費、中学校施設管理運営経費 3 0 万円は、株式会社大阪特殊鋼管製造所様からいただきました寄附金を財源に土山中学校の施設備品を購入するものであります。

次に、社会教育費、文化財保護費、文化財保護推進事業 5 6 4 万 8 千円は、市史跡多羅尾代官陣屋跡にある家屋の老朽化が進んでおり、施設解体工事費として計上しするものであります。

次に、保健体育費、保健体育総務費、社会体育施設整備事業 1, 5

00万円は、甲賀B&G海洋センターの暖房設備について、早急に更新する必要があることが判明したため、工事請負費を計上するものであります。

次に、第3表「地方債補正」は、国庫補助金の補正に伴い、財源調整を行うもので、小学校施設空調設備整備事業については限度額を150万円減額し、1億3,050万円に変更するもの、次の小学校施設整備事業については、限度額を2,430万円増額し1億5,350万円に変更するものであります。

以上が補正予算の内容であります。

以上、令和7年第3回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第45号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第45号について、異議のないこととしてよろしいか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、異議がないことといたします。

《以下、非公開》

報告事項（4）市内小中学校における児童生徒の状況報告について

協議事項（9）議案第48号 甲賀市教育支援委員会への諮問について

教育長 それでは、以上をもちまして、令和7年第8回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後4時05分〕